



監査告示第 7 号

令和3年3月25日付け監査第0325001号で提出した定期監査結果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月26日

宇佐市監査委員 佐藤博美

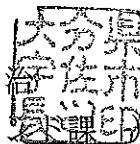
宇佐市監査委員 井本裕明



観プラ第 0407001 号
令和 3 年 4 月 7 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是 永 修
(観光・プラ



令和 2 年度第 8 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況
について (報告)

令和 3 年 3 月 25 日付監査第 0325001 号で報告のあった定期監査結果について、
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項

・宇佐ブランドシール売上金について

当該売上金は現金で収受され、金庫にて保管とのことで、その売上金の収納事務
については、1 年分を一括して処理されておりました。宇佐市会計事務規則第 16 条
第 2 項において、現金を収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まな
ければならないと規定されています。今後は規則に基づき 1 年分一括ではなく、適時、
事務処理を執行してください。

措置状況

・宇佐ブランドシールの売上については、年間 30～40 件の扱いがあります。当
係では、つり銭確保等の観点から 1 年分を現金で保管して対応しておりましたが、今
後は、指摘の通りその都度事務処理を行うこととします。

2. 注意事項

・なし

措置状況

・なし

3. 要望事項

・補助金について

貴課では多くの補助金制度を実施していますが、その中には、交付要綱において3年以内ごとに要綱の見直しを規定しているものがあります。それらを含め、所管全ての補助金制度について、定期的に運用状況や実施効果等を調査・検証し、必要な見直しを行うようお願いします。

措置状況

・補助金制度の交付要綱については、3年以内ごとの要綱見直しはもちろんのこと年度ごとの運用状況や実施効果等を調査し、必要に応じて見直しを担当者のみならず係内職員全員で検証し、最大の効果が得られる事務執行に努めてまいります。



まち推第 0326001 号
令和 3 年 3 月 2 6 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是永 修治
(まちづくり推進課)



令和 2 年度第 8 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況
について (報告)

令和 3 年 3 月 2 5 日付監査第 0330001 号で報告のあった定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

1. 指摘事項

- ・該当なし

2. 注意事項

- ・宇佐市結婚新生活応援事業補助金について

当該補助金の交付要綱第 3 条第 1 項において補助対象となる世帯が規定されており、その第 3 号で「婚姻日前年において夫婦の合計所得が 3 4 0 万円未満であること。」となっていましたが、申請時の添付書類である所得証明について、婚姻日前年 (令和元年) ではなく前々年 (平成 3 0 年) のものがありました。要因は、申請の時期によって所得証明書が直近であっても前々年分しか発行されないためと思われます。

また一方、国からの通知の中で「申請の時点で発行されている直近の所得証明書により確認されたい。なお、前年度分の所得証明書と当年度分の所得証明書のいずれで確認するかは、地方自治体において個別に決定されたい。」と示されています。

いずれにしても、交付要綱に基づき事務を執行するためにも、事務に支障が生じないように交付要綱を見直してください。



措置状況

- ・ 現行の事務処理に支障が及ばないよう交付要綱を見直します。

要望事項

- ・ 補助金及び交付金について

貴課では多くの補助金及び交付金制度を実施していますが、その中には、交付要綱において3年度ごとに交付状況の検討を規定しているものがあります。それらを含め、所管全ての補助金及び交付金制度について、定期的に運用状況や実施効果等を調査・検証し、必要な見直しを行うようお願いいたします。

措置状況

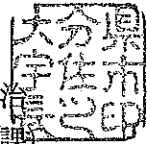
- ・ 宇佐市行財政改革プランに基づき、健全な財政運営を図るため、補助金及び交付金制度について、定期的に運用状況や実施効果等を調査検証し、必要に応じ適切な見直しを行ってまいります。



耕地第0408002号
令和3年4月8日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是 永 修 浩
(経済部耕地課)



令和2年度第8回定期監査における
指摘事項等に対する措置状況について(報告)

令和3年3月25日付 監査第0325001号で報告のあった定期監査結果について、
その検討結果および措置状況を下記のとおり報告します。

記

【指摘事項】

・契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

令和元年度の債務負担行為を設定し議決された予算による契約については、債務負担行為の議決された年度内に契約締結しなければ、会計年度独立の原則からいって、年度終了により予算の効果は失効します。年度内の令和2年3月31日までに契約締結すべき契約であったにもかかわらず、締結日が令和2年4月1日となっているものが確認されました。

契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

〈措置状況〉

債務負担行為を設定し議決された予算による契約については、会計年度独立の原則に従い年度内に契約締結を行います。

また、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を再度確認するとともに、今後は適正な契約事務に努めていきます。



【注意事項】

- ・ 幹線排水路維持管理業務委託について

当該業務委託において維持管理のための草刈りが実施されていましたが、そのうち集草及び積込運搬が実施されていない箇所が完了写真から確認されました。委託料には集草及び積込運搬費についても積算されていますので、契約通りに履行しているか完了検査を厳正に行うとともに委託先を指導してください。

《措置状況》

今後は契約通りに履行しているか完了検査を厳正に行うとともに、積算内容に沿った作業を行う様、委託先へ指導を行います。

【要望事項】

- ・ 土地改良区等運営費等補助金について

当該補助金の交付要綱第9条において「3年ごとに、補助金交付の可否について見直しを行うものとする。」と規定されています。補助金交付の可否はもちろんのこと、毎年度の補助金額についても、単に同額を交付するのではなく、その運用状況や実施効果等を調査・検証し、真に必要な補助金額で交付決定されるようお願いします。

《措置状況》

今後は、当該補助金の交付要綱第9条に従い、各改良区から提出される決算書、予算書を調査・検証し補助金の交付に努めます。